

羽曳野市蜂の巣駆除費助成金について



スズメバチ・アシナガバチの蜂の巣を駆除された場合、以下の条件に該当すれば助成金を交付いたします。

個人

羽曳野市に住民票があり、同居世帯員全員が非課税かつ高齢者（65歳以上）、身体障害者手帳保持（2級以上）、精神障害者保健福祉手帳保持（2級以上）、療育手帳（A以上）、要介護（3～5・施設入所者除く）、年少者（15歳以下）で構成される世帯が行った駆除。

町会・自治会

助成対象巣がある建物若しくは土地を所有し、管理し、又は使用している自治会又は町会が行った駆除。

対象の蜂の巣

スズメバチ、アシナガバチの巣のみです。

巣の場所については、個人であれば居住している家屋・土地のみが対象です。事業用途に供する土地又は建物は対象外です。

町会・自治会であれば使用・管理・所有している建物・土地が対象です。国若しくは地方公共団体が所有する土地及び建物又は、事業用途に供する土地又は建物は対象外です。

助成金額

助成対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10,000円が上限です。

駆除を行うために建物の一部を解体する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は助成対象経費に含まれません。

同じ個所の蜂の巣駆除助成は年一回限りです。

必要書類

- ・羽曳野市蜂の巣駆除費助成金申請書兼実績報告書
- ・市民税の課税・納税及び住民登録の状況の確認に係る同意書(様式第3号)
- ・巣の駆除前の写真及び駆除後の写真
- ・助成対象経費の内訳が確認できる領収書の写し
- ・蜂の巣駆除費助成金請求書
- ・振込先預金通帳

※町会・自治会の場合は代表者名で申請・請求してください。

※予算額が満了となった以降の受付はできません。